

# あき



平成18年 第16号

2006 **9** September



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター



|    |                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | ご挨拶<br>高知労働局長 長谷部 敏美                                              |
| 2  | 労働衛生工学シリーズ<br>スモークテスターの使用方法<br>高知産業保健推進センター基幹相談員 門田 義彦            |
| 4  | 歯科シリーズ<br>喫煙と歯周病<br>江洲歯科医院 院長 江洲 有三                               |
| 6  | 事業所だより<br>高知県須崎福祉保健所における勤労者の健康づくり推進協議会の変遷<br>高知県須崎福祉保健所 健康課 徳広 知恵 |
| 8  | 高知労働局からのお知らせ<br>改正労働安全衛生法について                                     |
| 9  | 定期健康診断結果について<br>高知労働局労働基準部安全衛生課                                   |
| 12 | 須崎地域センターだより<br>須崎地域産業保健センター コーディネーター 山本 孝子                        |
| 14 | リワーク支援について<br>独立行政法人高齢者・障害者雇用支援機構 高知障害者職業センター                     |
| 16 | お知らせ<br>母性健康管理研修会のご案内                                             |
| 17 | 過重労働・メンタルヘルス等研修のご案内                                               |
| 18 | 産業医学研修会のご案内                                                       |
| 19 | 産業保健セミナーのご案内                                                      |
| 21 | 産業医学研修会・産業保健セミナー受講申込書                                             |
| 22 | 地域産業保健センターのご案内                                                    |
| 23 | 高知産業保健推進センター相談員のご紹介                                               |
| 24 | 助成金のご案内                                                           |

# ご挨拶



高知労働局長  
長谷部 敏美

3月31日付けで高知労働局長を拝命いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

皆様方には、日頃より労働行政の推進につきまして、御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。特に、労働行政の重点課題である労働者の健康確保対策の推進において、積極的な産業保健活動を展開していただいていることに、深く感謝申し上げます。

さて、労働者の健康を取り巻く状況をみますと、過労死の労災認定件数が全国で330件（昨年度）となり、また、自殺者が年間3万人を超える状況が続いています。

こうした状況に鑑み、今年4月には改正労働安全衛生法が施行され、一定時間以上の時間外労働を行い疲労が蓄積している労働者に対して、医師による面接指導等を実施することが義務付けられました。

平成19年度までは、産業医の選任義務がある事業場が対象ですが、平成20年度からは、それ以外の小規模事業場も該当することから、地域産業保健センターの活用を図る必要があります。

その他、振動障害や粉じん障害等の職業性疾病の予防対策や、昨年以來社会問題となっている石綿ばく露防止対策等、労働者の健康確保に関する課題は、山積しています。

これらの課題に対応するためには、高知産業保健センターを中心として、産業医、衛生管理者等の産業保健関係者とも連携を図ることが何より大切だと考えております。

最後になりますが、高知産業保健推進センターのますますの御発展を心から祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

# スモークテスターの 使用方法

高知産業保健推進センター

基幹相談員 門田 義彦

局所排気装置や喫煙室で、有害物質やたばこの煙が吸引されていることの確認や拡散の状況を見る際、スモークテスターを使えば簡単に空気のがれを調べることが出来ます。

工場やオフィスなどの空気環境を制御する装置を点検する際には、空気のがれ(風向)を確認する必要があります。こういった場合は熱線式風速計やスモークテスターを使用します。このうち熱線式風速計は、風速を正確に測ることが出来ますが、風向を見ることは出来ません。一方でスモークテスターは、風速を正確に測ることができませんが、火気を使用せず白煙を出すので簡単に安全に風向を見ることが出来ます。

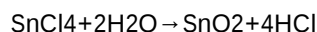


スモークテスターキット

## 仕組み

スモークテスターは、発煙管とゴム球がセットになっています。この発煙管の中には空気中の水分と反応して白煙を発する薬品(塩化スズ)が封じ込められています。発煙管内にゴム球で空気を送ることで白煙が発し、室内の空気のがれを見るこ

とが出来るわけです。



発煙管

## 使い方

付属のアンブルカッターで発煙管の両端の5mm程度の場所にそれぞれキズをつけます。



アンブルカッターとカバー

発煙管の一方の先端に力

カット用カバーを持って両手の指で押し曲げるようにして先端を折ります。この時に指をガラス片などで傷つけないように注意してください。

もう一方の先端も の手順で折ります。

ゴム球出口のゴム管に、発煙管を差し込みます。差し込む際は、発煙管の先端のガラスが鋭くなっていますので、指を傷つけないように慎重に差し込んでください。

ゴム球を数秒ゆっくりと押し、空気を発煙管に送ります。発煙管から白煙が流れます。

白煙が流れない場合は、発煙管内に結晶ができていることが多いようです。このときには、ゴム管から発煙管をはずし、付属のステンレス針で結晶をほぐして、再度ゴム管に差し込んでみてください。

白煙は15分間ほど発煙させることができます。

使用後は発煙管をゴム球からはずし、両端にカバーをつけてください。

注意:この白煙には刺激性があります。目や鼻や喉などの粘膜を刺激しますので、吸い込まないようにしてください。もし吸い込んだときにはうがいをしてください。また、発煙管を破損した場合は、直接手で触れないように安全手袋をして、水を入れたポリバケツに入れて廃棄してください。

## 点 検 の 位 置

### ・局所排気装置フードの場合

囲い式フードではフード開口面の内側で白煙を流して、白煙がフード内部に確実に流れ込むことを確認して下さい。白煙がフードの外側に漏れないことが必要です。外付け式フードでは、フードの開口面ではなく、作業者が有機溶剤などの有害物質を実際に取り扱う位置で白煙を流し、白煙がこの位置からスムーズにフードに流れ込むことを確認して下さい。

### ・喫煙室の場合

非喫煙室から、喫煙室に気流が流れていることが必要です(風速0.2m/s以上)。このため、喫煙室の出入口扉の上、中、下部のそれぞれで白煙を流して、全ての位置で喫煙室内に白煙が流れていることを確認してください。また喫煙室内の煙草を吸う位置で白煙を流して、換気扇等に確実に吸い込まれることを確認してください。

## そ の 他



スモークテスターと風速計の使用状況

・室内の風速を測定をする時、熱線式風速計だけだとエアコンなどの無関係な気流の影響がわかりません。こういった場合は、スモークテスターと併用して、スモークテスターの白煙を観察しながら測定をするといいでしょう。

・喫煙室内で、同時に喫煙することのできる人数や換気扇に近づいて喫煙するなどを指導する際に、喫煙者の前で実際にスモークテスターで白煙を流して実演すると、空気の流れが視覚化されますので理解を得られやすくなります。

以上のとおり、スモークテスターを使うと簡単に空気の流れを目で確かめることができます。局所排気装置や分煙室の効果確認や定期点検時、有害物質の拡散を見るのに最適ですので、ぜひ利用して下さい。

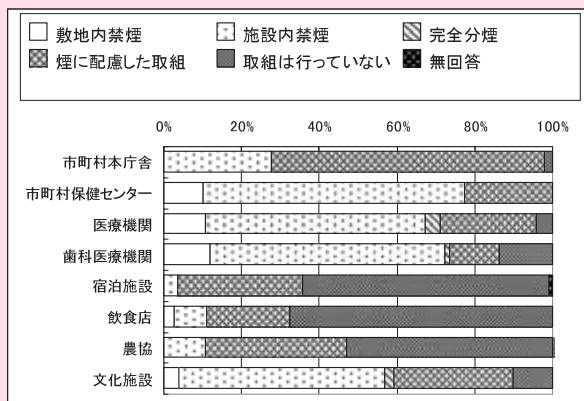


# 喫煙と歯周病

高知産業保健推進センター特別相談員

江洲 歯科医院 院長 江洲 有三

近年の健康志向の高まりから喫煙が人体へ悪影響があることが知られてきており、健康増進法にもうたわれたことにより、受動喫煙についても、徐々に分煙対策に取り組む公共施設や民間施設が増加してきました。



(禁煙・分煙対策の実施状況: H17高知県調査による)

しかし、高知県では、たばこ対策として「完全分煙」をとっているところは、医療機関、歯科医療機関、文化施設で若干見られる程度にとどまっており、まだまだ十分とは言えません。

## ・喫煙の現状

「高知市たばこ健康を考える懇話会」が平成15年にまとめた報告書によると、成人の現状では、以下のような結果が出ています。

- 1) 成人の男性42% 女性11%が喫煙している。  
(全体23%)
- 2) 女性は20歳代の喫煙率が最も高い。
- 3) 喫煙者のうち約半分の者が禁煙を 約3割が節煙を希望している。
- 4) 禁煙・節煙希望理由としては、  
「健康に悪いから(85%)」、「たばこ代がかかるから(42%)」であった。
- 5) 禁煙したことによる変化としては、  
「人に不快感を与える心配がなくなった(49%)」が最も多かった。
- 6) 喫煙による健康影響の周知度は、  
「肺がん(94%)」、「妊娠への影響(76%)」、「気管支炎(71%)」、「ぜんそく(67%)」の順であり、

心臓病・脳卒中・歯周病・胃潰瘍は50%以下であった。

7) たばこ健康に関する取り組みの調査では、「歩行中禁煙推進(71%)」、「駅や病院での禁煙推進(66%)」が多かった。

8) 職場での分煙対策は46%で取り組まれているが適切な方法はそのうち約3割にすぎなかった。

喫煙が健康に害を及ぼすことまでは認知されていますが、職場での分煙対策の遅れが見られ、受動喫煙が健康に及ぼす影響についての認知度の低いことが分かります。

たばこを吸わない人々のみならず、喫煙者自身も受動喫煙の影響を認知し、職場全体で取り組んでほしいと思います。

## ・たばこと全身の健康

健康を害することは認知されているたばこですが、改めてその害についてお話しすると、たばこの煙にはニコチン、種々の発がん物質・発がん促進物質、一酸化炭素、種々の線毛障害性物質、その他多種類の有害物質が含まれています。

喫煙により循環器系、呼吸器系などに対する急性影響が見られるほか、喫煙者では肺がんをはじめとする種々のがん、虚血性心疾患、慢性気管支炎、肺気腫などの閉塞性肺疾患、胃・十二指腸潰瘍などの消化器疾患、その他種々の疾患のリスクが増大します。

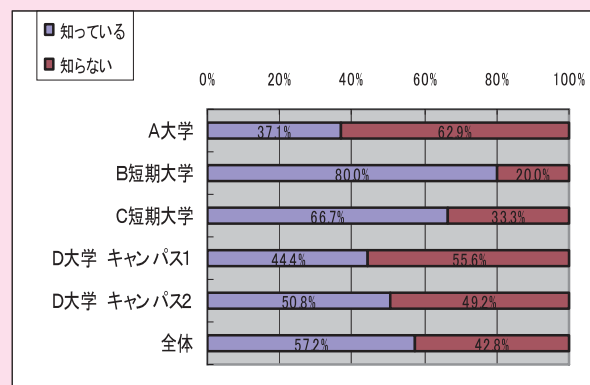
妊婦が喫煙した場合には低体重児、早産、妊娠合併症の率が高くなります。また、受動喫煙により肺がん、虚血性心疾患、呼吸器疾患などのリスクが高くなることも報告されています。

## ・たばこと歯周病

前述の調査結果にもあるように喫煙が、口の中、特に歯茎などの歯周組織に悪影響があることはあまり知られていません。

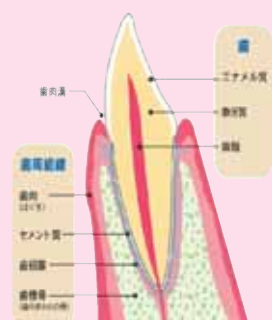
高知県歯科医師会が16年度に実施した大学生

対象の早期歯周病予防対策事業中のアンケート結果では、医療系大学生を含む群で「たばこが歯周病に悪影響があるということを知っている」と答えた学生は全体で57.2%、うち歯科系大学生を除くと「知っている」者が44.3%しかないという結果が出ています。



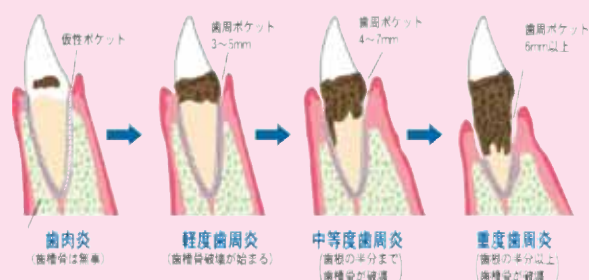
## ・歯周病とは

歯の周囲の4つの組織(歯肉、歯根膜、歯槽骨、セメント質)に障害がおこる病気の総称です。



歯周病は歯と歯ぐきの間にたまる歯垢や歯石に含まれる細菌が主な原因と言われています。

歯周病の特徴は非常に慢性的でゆっくりと進行するため自覚している方が非常に少ないことです。その結果、際立った症状(痛みを伴って歯肉がはれて、歯がぐらぐらゆれる)になってから歯科医院を受診したら、「抜歯」と言われる方も少なくありません。



## ・喫煙による歯周病への影響

喫煙は糖尿病とともに歯周病に対して大きなリスクファクターとして働きます。

喫煙によってニコチンは歯肉や口腔粘膜からも吸収されて体の中へ入ります。ニコチンは外敵である細菌などの微生物から体を守るために存在する白血

球(機能が50%もダウンする)などの免疫細胞の働きを鈍くさせてしまいます。結果、毒素などによる、まわりの組織の破壊を進めます。これは歯周病に罹りやすくなることや、現在歯周病に罹っている方でしたら、その病状の悪化につながります。

また、ニコチンは、末梢の血管を細める作用があり、これは歯肉への酸素や栄養を十分運ばなくなることですから歯周病を治そうとする自然治癒を阻害してしまいます。また、老廃物の除去も、上手く作用しなくなります。

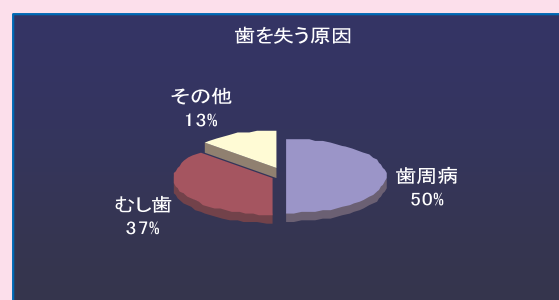
つぎに、喫煙によって血中の一酸化炭素が増え、ヘモグロビンと結びつき酸素の供給を阻害してしまいます。

このほか、喫煙によって傷口をふさぐ細胞(線維芽細胞など)の働きが鈍くなり、全身の免疫力も低下しているため、歯周病も改善されにくく、悪化の道を進みます。

ニコチンは喫煙後に徐々に唾液の分泌量を下げます。そのため、歯垢の付着や歯石の沈着を増進させます。

## ・職場環境と喫煙

歯を失ってしまうの二大疾患のひとつの歯周病の悪化に喫煙が深く関与していることがおわかりいただけたと思います。



職場は一人で働く環境は少なく、何人かが同じ場所で、働くことが多いと思われます。

周りの非喫煙者の健康を考えれば、職場の分煙は必須ですが、喫煙者は自分自身の健康も考えていきたいものです。就職中のみならず、退職後、老後の豊かな健康維持のためにもたばこを止めることを考えてみて下さい。

# 高知県須崎福祉保健所における 勤労者健康づくり推進協議会の変遷

高知県須崎福祉保健所  
健康課 徳広千恵

【はじめに】壮年期死亡の減少や働き盛りの健康づくりには、地域保健と職域保健の連携が不可欠である。医療制度改革の流れの中で、二次医療圏単位での地域・職域連携推進協議会は、生活習慣病予防対策における保健事業実施間の総合調整機能の役割が期待されており、関係機関への情報提供と連絡調整、健康に関する情報収集、ニーズの把握から地域特性を活かした具体的な連携事業の企画・実施・評価など、今後の果たすべき役割は大きい。

平成8年度に県下に先駆けて発足した「高幡地区勤労者健康づくり推進協議会」(以下「協議会」と略す。)の10年間の歩みを振り返り、それぞれの時代の流れに応じて実施してきた活動内容をまとめた。

【背景】平成3年に開催された勤労者健康づくり推進委員会(県レベルの会:当時の商工労働部労政訓練課の主管)の資料では、「男性の働き盛りが短命」、「地域より職域の健康状態が悪い」などの問題が提起されており、高知県男性の平均寿命は昭和30年代には上位にあったものが昭和60年代では44～46位と低迷していた。また、職場の健康づくりに関する調査でも、定期健康診断は従業員数が少ない事業所ほど実施率が低く、健康診断結果は異常があった場合のみ通知するなど、健診の結果が十分に活かされてないという状況が報告されていた。

【経緯】平成6年2月1日に協議会の前身となる「勤労者健康づくり高岡地区推進協議会」が開催された。平成8年度には、高岡地区の須崎保健所管内における職域保健と地域保健の連携を推進するために必要な事項の検討及び実施を図ることを目的に「職域・地域保健連携推進高岡地区協議会」が2回開催された。平成9年度には、今の「高幡地区勤労者健康づくり推進協議会」と名称を改め、設置目的を高幡地区における勤労者の健康づくりを推進するために、その現状、問題点、対策等に関する必要な事項の検討を行うとともに関係機関相互の連絡調整を図ることとして、現在に至っている。

## 【保健所の取り組み】

### ■ 市町村・保健所連携特別強化事業

保健所では、平成8年度から「市町村・保健所連携特別強化事業」に取り組み、「職域保健と保健所との連携のあり方の検討と体制づくり」をテーマに檮原町、大野見村と連携し、事業を実施した。檮原町では、小規模事業所の健康状況の分析を行い、事業主は従業員の健康管理に関心が薄い、個人の健診結果を市町村役場の担当者に渡すことに関する問題、地域産業保健センターの活用が不十分などの課題が抽出された。

### ■ 実態調査の実施

檮原町の調査結果を受けて、平成9年度には、協議会の構成メンバーである市町村商工会を通じて「高幡地区小規模事業所の健康づくりに関する実態調査」を管内9市町村の2,335事業所に対して実施した(有効回答数640、有効回答率27.4%)。小規模事業所においては、健診の実施率、定期健診の周知、健康管理者の設置等いずれの項目でも健康管理に対する取り組みが十分でないことが明らかになった。この結果を受けて協議会では、10人未満の事業所では、健康管理の担



当者(3/4は事業主)がいる場合は、健診の実施率や定期健診等の周知率が高いことから、管理者の設置の働きかけや事業主に対する啓発等が重要、健康づくりが優れた人材の確保、生産性の向上に役立ち、会社のイメージアップや経営上のメリットにつながることを理解させることが必要、

健診の実施など健康づくり関係から入るだけではなく、環境面から取り組むことが必要、などの意見が出された。

## ■環境診断

平成10年度には、高知県健康政策課から、地域の働く人の健康づくり活動支援について 総合的な対応ができるよう関係各課、所内等の体制づくり、労働科学研究所に依頼し、人間工学に基づく職場環境診断の研修、各保健所単位でモデル事業所を選定し、高知医科大学(甲田教授)のアドバイスを受けながら環境診断を実施する等の方針が出された。平成10年度以降、保健所は、事業所内の室温、湿度、騒音、粉塵などの測定や作業環境の診断によって職場環境を改善する取り組みを中心に活動を進めてきた。管内の木造品、金属製品、精密機器、衣類製造業の事業所や給食施設に対する環境診断に加えて、職場環境の改善を通じて従業員の健康づくりやその後の環境改善を確認するためのフォローアップ調査も実施した。騒音や採光の改善、分煙などの取り組みが進み、職場環境改善につながった。この間協議会は、環境診断を実施した事例発表の場、モデル事業所推薦の場としての役割を担ってきた。なお環境診断については、平成16年度で修了した。

## ■健康教室

平成12年度から、協議会の開催、環境診断の実施に加え、職域保健モデル健康教室として、葉山村商工会婦人部において健康教室を開催し、栄養・運動・休養・歯の健康づくりなどについて学習した。13年度に葉山村商工会婦人部の主体性を維持しながら地域ぐるみで発展的に開催できるように支援を行い、14年度からは、協議会の活動から地域での活動に移行した。

## ■メタボリックシンドローム対策

これまで、定期的に協議会を開催し、働き盛りの健康づくりの推進を実施してきたが、平成18年度は特に、協議会において、地域産業保健センター、労働基準監督署や商工会等の職域保健の関係団体との連携を強化し、働き盛りの健康づくりで問題となっているメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)や心の健康づくり(自殺予防を含む)に焦点をあて、これらに関する情報提供や健康教育などを重点的に取り組む予定である。

**【おわりに】**医療制度改革関連法の制定に伴い、健康診査や保健指導のあり方の見直しも行われている。医療費抑制の視点からも職域保健における健康づくり、特にメタボリックシンドロームの予防は、より一層重要になってくると考えられる。時代の流れとともに変遷してきた協議会は、課題の共有・問題解決の場や情報交換の場として機能してきたが、今後は、メタボリックシンドロームの予防を含めた健康管理や健康づくりの推進に向けた役割が期待されている。



## 改正労働安全衛生法について

よさこい(平成18年5月号)において、改正労働安全衛生法の概要について掲載しましたが、今号では、平成18年10月1日及び平成18年12月1日に施行される安全管理者の資格の見直し並びに化学物質等の表示及び文書交付制度の改善についてお知らせします。

### 1 安全管理者の資格の見直し(平成18年10月1日施行、労働安全衛生規則第5条)

安全管理者がその職務を的確に遂行する実務能力を担保するため、厚生労働大臣の定める研修を修了した者であることを安全管理者の資格要件に追加しました。この資格要件は、労働安全コンサルタント及び改正省令附則第2条に該当する者(注)を除き、既に選任されている者についても課せられるものです。

併せて、必要となる産業安全の実務に従事した経験年数を、大学卒業(理科系等)では2年に、高校卒業(理科系等)では4年に、それぞれ短縮しています。

(注)経過措置(改正省令附則第2条関係)

安全管理者として選任され、その職務を行った経験年数が平成18年10月1日までに通算2年以上である者については、厚生労働大臣の定める研修を修了していない場合であっても安全管理者として選任することができる者としています。

厚生労働大臣の定める研修については、9月7～8日、(社)高知県労働基準協会連合会(高知市桜井町2-6-31 コーポNOR 088-861-5566)が実施する予定であります。

なお、安全管理者を選任した場合、所轄監督署に選任報告(様式3号)を提出する必要があります。

### 2 化学物質等の表示及び文書交付制度の改善(平成18年12月1日施行、法第57条、第57条の2)

化学物質を取り扱う作業において、その物質の危険性や有害性を知らずに行っていたことによる爆発、火災、中毒等の災害が発生しており、事業者による適正な化学物質の管理を促進することが必要です。

国際的には、平成15年に、人の健康確保の強化等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、危険有害性の程度等に応じてどくろ、炎等の絵表示を付すこと、取扱上の注意事項等を記載した文書(化学物質等安全デー

タシート(MSDS))を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」が、国際連合から勧告として公表されたところであります。

これらを踏まえ、法に基づく容器等への表示・MSDSの交付について、現在対象としている有害性のみならず、危険性をも対象とするとともに、その表示内容等についても絵表示を導入するなど、前記勧告と整合するよう改正したものです。

(GHS国連勧告)

「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム

(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」

- 化学物質にはその引火性・発がん性等の危険・有害性の程度に応じて、「どくろ」・「炎」などの絵表示を付す。
- 取扱い上の注意事項等を記載した文書を作成し、交付する。

(絵表示の例)



引火性等



腐食性等



急性性等

## 定期健康診断結果について

事業場における健康診断は、職場における健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見及び労働者個人あるいは事業場全体の総合的な健康状況を把握するだけでなく、労働者が当該作業に就業してよいか、当該作業に引き続き従事してよいかなどを判断するものです。さらに、健康状況を経時的変化を総合的に把握したうえで、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていくものです。

したがって、健康診断の結果は、労働衛生管理を行ううえで、個々の労働者や事業場にとって極めて重要な情報であります。

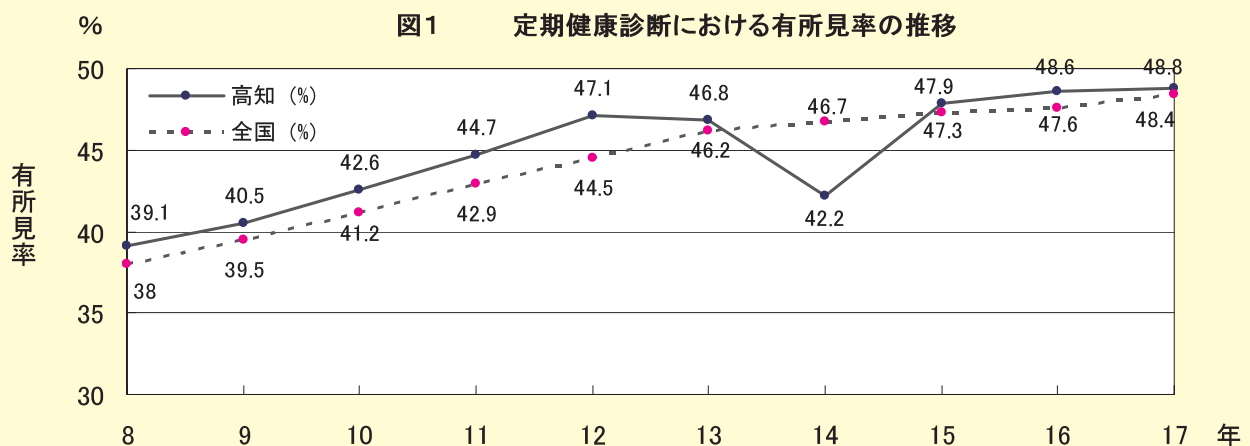
### 1 一般定期健康診断結果

高知県における一般定期健康診断の結果において、何らかの所見を有する労働者の割合は増加傾向にあり、平成17年は48.78%となっています。（図1参照）

健康診断項目別にみると血中脂質、肝機能、血圧等生活習慣に関連の深い項目において有所見率が高く

なっています。（第1表参照）

したがって、健康診断結果について経時的な変化に留意しながら疾病の早期発見と予防のための適切な労働衛生管理が重要であります。



第1表 平成17年 定期健康診断結果報告による有所見率(%)

| 項目<br>業種 | 聴 力<br>(1000HZ) | 聴 力<br>(4000HZ) | 胸部X線 | 血圧    | 貧血   | 肝機能   | 血中脂質  | 血糖    | 尿<br>(糖) | 尿<br>(蛋白) | 心電図   | 有所見   |
|----------|-----------------|-----------------|------|-------|------|-------|-------|-------|----------|-----------|-------|-------|
| 全産業 高知   | 3.57            | 8.74            | 3.86 | 12.79 | 7.27 | 16.28 | 25.98 | 9.12  | 2.97     | 3.99      | 8.92  | 48.78 |
| 全産業 全国   | 3.68            | 8.24            | 3.67 | 12.29 | 6.66 | 15.57 | 29.35 | 8.30  | 3.10     | 3.46      | 9.07  | 48.39 |
| 製造業 高知   | 4.28            | 12.46           | 2.39 | 15.13 | 6.53 | 20.07 | 24.42 | 9.65  | 2.91     | 2.91      | 7.00  | 51.83 |
| 製造業 全国   | 4.06            | 10.49           | 3.38 | 12.77 | 6.36 | 16.30 | 29.59 | 8.60  | 3.20     | 3.06      | 9.08  | 47.92 |
| 建設業 高知   | 4.88            | 15.94           | 2.14 | 14.96 | 5.04 | 26.94 | 23.96 | 11.60 | 4.00     | 3.18      | 6.41  | 55.12 |
| 建設業 全国   | 3.77            | 12.00           | 3.90 | 14.54 | 5.80 | 22.36 | 32.43 | 11.06 | 4.23     | 4.15      | 9.38  | 57.17 |
| 運輸交通業 高知 | 3.52            | 13.94           | 3.73 | 17.54 | 5.81 | 26.54 | 31.43 | 16.70 | 6.59     | 4.80      | 8.67  | 58.79 |
| 運輸交通業 全国 | 4.89            | 14.30           | 4.99 | 18.73 | 6.31 | 20.27 | 35.05 | 13.52 | 6.95     | 4.32      | 10.76 | 55.55 |
| 農林業 高知   | 2.16            | 17.67           | 1.48 | 15.89 | 5.76 | 17.08 | 20.33 | 10.70 | 4.00     | 1.16      | 8.88  | 46.51 |
| 農林業 全国   | 6.69            | 19.07           | 4.52 | 16.84 | 8.14 | 18.95 | 31.84 | 10.85 | 4.20     | 4.11      | 13.68 | 62.62 |
| 三次産業 高知  | 3.07            | 5.80            | 4.19 | 10.57 | 7.89 | 11.98 | 25.24 | 7.45  | 2.39     | 4.17      | 9.43  | 52.21 |
| 三次産業 全国  | 3.41            | 5.42            | 3.75 | 11.00 | 7.25 | 13.47 | 28.52 | 7.33  | 2.46     | 3.55      | 9.08  | 47.30 |

## 2 有害業務に係る健康診断結果

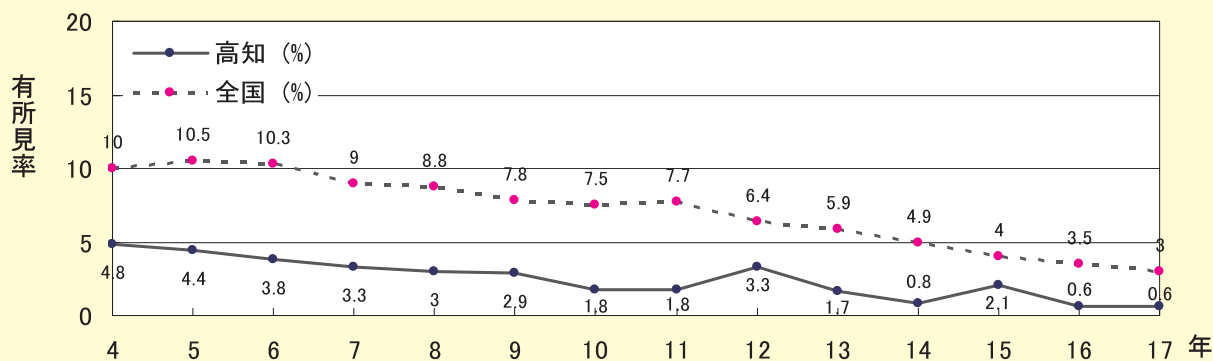
### (1) じん肺健康診断

じん肺の予防、健康管理等を行うため、じん肺法では、就業時健康診断、定期健康診断、離職時健康診断の実施について定めています。

常時粉じん作業に従事する労働者、又は常時粉じ

ん作業に従事したことがある労働者であってじん肺管理区分が2又は3の者については、定期にじん肺健康診断を実施するよう定めています。

図2 じん肺健康診断における有所見率の推移

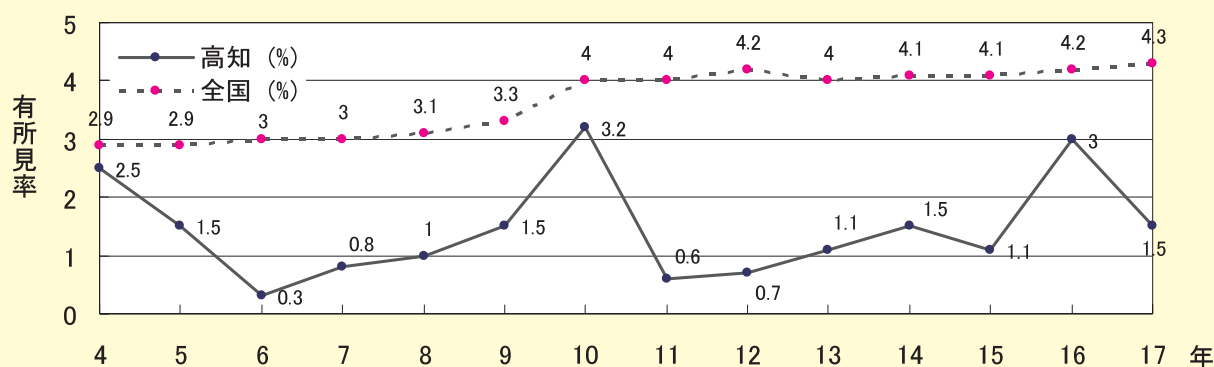


### (2) 法定特殊健康診断

有機溶剤業務等の有害業務については法定の特殊健康診断が義務付けられており、高知県内におけ

る平成17年の有所見率は1.5%となっています。

図3 法定特殊健康診断における有所見率の推移

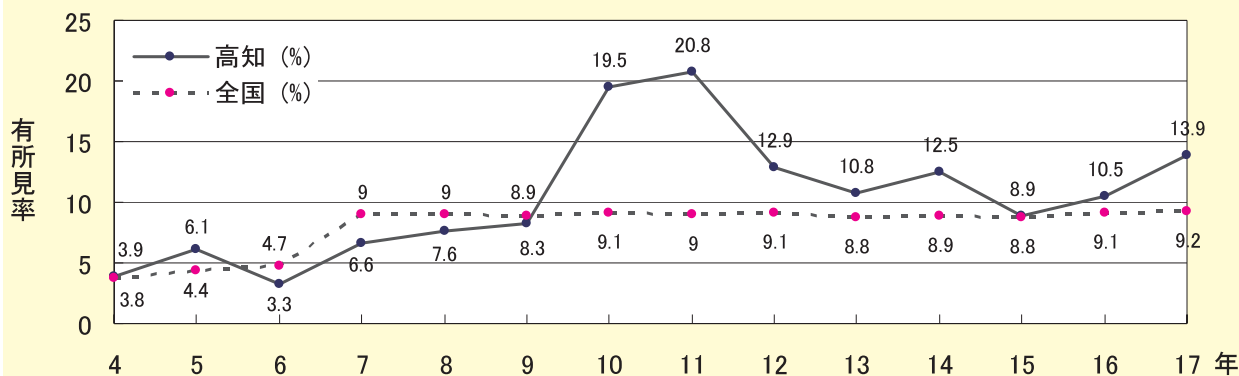


### (3) 行政指導

法定の特殊健康診断のほか、騒音作業、振動工具取扱作業、重量物取扱作業等の有害業務については行政指導による特殊健康診断が義務付けられており、

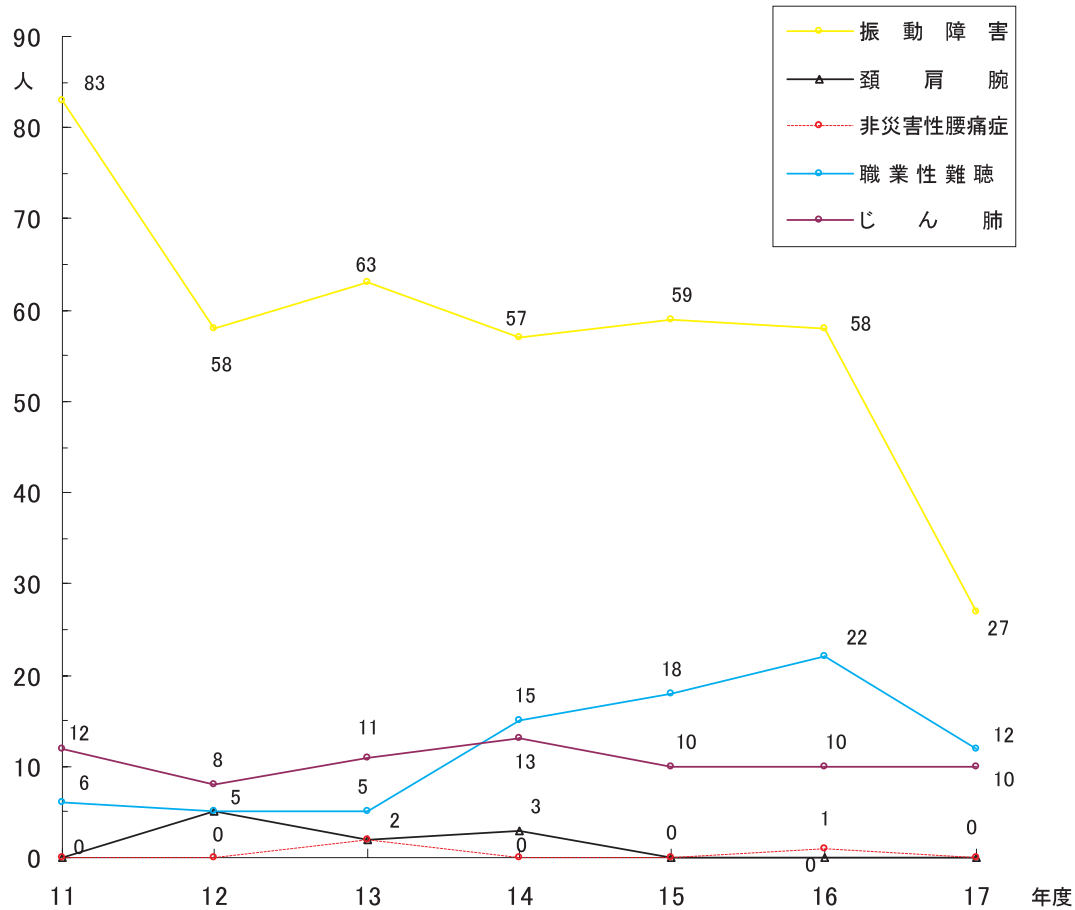
高知県内における平成17年の有所見率は13.9%となっています。

図4 行政指導における有所見率の推移



## 職業性疾病の推移

職業性疾病の労災保険による認定状況をみると、平成17年には振動障害が27人、職業性難聴12人、じん肺10人、脳血管疾患5人となっています。



職業性疾病の推移（労災保険による認定者）

| 年 度 別     | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|
| 振 動 障 害   | 83 | 58 | 63 | 57 | 59 | 58 | 27 |
| 頸 肩 腕     | 0  | 5  | 2  | 3  | 0  | 0  | 0  |
| 非災害性腰痛症   | 0  | 0  | 2  | 0  | 0  | 1  | 0  |
| 職 業 性 難 聴 | 6  | 5  | 5  | 15 | 18 | 22 | 12 |
| じ ん 肺     | 12 | 8  | 11 | 13 | 10 | 10 | 10 |

注. 一人親方を含む。

|         |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 脳血管疾患   | 0 | 0 | 4 | 0 | 3 | 0 | 5 |
| 虚血性心疾患等 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 精神障害    | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |

# 須崎地域産業保健センター の活動報告

須崎地域産業保健センター  
コーディネーター 山本 孝子



## コーディネーターとして一年を経過して

平成17年5月からこの仕事を担当させていただき、長年積み重ねられた前任者の実績をたどりながら、手探りの一年間だったと実感しています。

これからは、数々の実績を受け継ぎ活かしながら、コーデ

ィネーターの役割、職務を全うするため、初任者研修で学んだ「相手の立場に立ってものを考え、見て、謙虚に対応する」をモットーにしながら、良き伝統の上に、独自性を活かした活動ができるよう、努力してまいりたいと考えております。

## 具体的な活動内容

### ① 移動相談窓口の開設

当センターの主な取り組みは、移動相談窓口の開設です。この窓口の開設に至った経緯は、事業場からセンターまでの距離が遠く、車で片道一時間以上かかる事業場も多く、センターで窓口相談を行っても利用者がなかったため、相談者が利用しやすい、近くの医療機関で相談窓口を開設したものです。昨年度は、管内の市町村を9つに分け、相談日を開設しましたが、相談日が平日であるため、労働者

からの相談は少なく、事業者からの相談がほとんどとなっており、主な相談内容は、「労働安全衛生法第66条4に定められている健康診断の結果、有所見者と診断された方々に対する医師の意見を訊く」内容が大部分です。

今年度は、これまで取り組むことができていない、メンタルヘルスや過重労働に関する相談窓口の開設に、取り組む予定です。

### ② 個別訪問による産業保健指導・相談の実施

「労働者に対して、産業医の講話を無料で行います」をセールスポイントにして事業場を訪問し、訪問が決定したら再度訪問し、検診後の事後措置の義務や、従業員の健康管理の必要性などを説明して、検診結果を産業医に見てもらおうと勧めています。訪問による産業保健指導を実

施した事業場の方々からは、「身近で産業医の専門的な講話やアドバイスが受けられる」と好評でしたが、産業医の皆様方には、移動相談・個別訪問共に、日頃の多忙な診療に加えての産業医活動となり、大変なご負担をかけ、申し訳なく思っております。

### ③ 情報の提供及び広報啓発活動

管内の市町村が行う健康イベントや、労働基準協会が行う説明会や研修会などに参加して、センター事業のPRを行い、相談窓口の利用等を勧めてきました。また、当センターの活動を紹介するパンフレットを作成し、事業場や

関係機関を訪問しましたが、まだまだ多くの方々に知っていただき、利用していただくための活動を、継続して行っていく必要があると、痛感しております。

### ④ 平成17年度の活動実績

#### 1) 移動健康相談の開設

相談窓口 49回 利用事業場 140事業場

#### 2) 個別訪問産業保健指導・相談の実施

訪問・講話事業場 33事業場 参加人数 94人

#### 3) 情報の提供及び広報啓発活動

##### イ.健康イベント及び説明会等参加

健康イベント 2箇所 説明会等 10回

##### ロ.事業場訪問

286事業場

以上が、現状についての報告です。今後は、関係機関のご指導、ご協力をいただきながら、一層努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

当センターの活動紹介用手作りパンフレットを掲載いたします。

## 須崎地域産業保健センターからのお知らせ

### どんな事業をしているかお知らせします

ご相談・お問い合わせ  
須崎地域産業保健センター  
TEL・FAX 0889 42-2901  
所在地 785-0011  
須崎市東糺町 5-10  
(高岡郡医師会館内)  
コーディネーター 山 本  
勤務日 火・水・木 (10時～16時)

#### ※ 移動健康相談窓口の開設

お近くの医療機関で、事業主さんや従業員の方々から、健診結果や日頃の健康に関する心配事などについて、産業医が相談を受ける「移動健康相談窓口」を、平成 17 年度は高岡郡・吾川郡の、2 2 ヲ所の医療機関で 4 9 回開設し、1 4 0 事業場の皆様に利用していただきました。



#### 利用した事業場の事務員さんの声

個人別に、健診結果を産業医が見て、アドバイスしていただける事は有難い。年に一回は実施してほしい。

うえのことは、18 年度も同様に開設しますので、ぜひご利用ください。

#### ※ 訪問による産業保健指導・相談の実施

産業医が事業場を訪問して、健診結果のアドバイスをを行い、健康相談を受け、衛生講話を実施しました。平成 17 年度に訪問した事業場の主な業種は、製造業（石灰・爆薬・製材）森林管理・電気工事・建設業等の 3 3 事業場でした。

#### 産業医訪問による指導・相談を実施した事業場の担当者の声



「腰痛の予防と対策」について、産業医の先生から懇切丁寧な講話をしていただき、大変良かった。職場や日頃の生活に参考にしたいと思います。又訪問をお願いします。

ご希望により、あなたの職場へ産業医が訪問いたしますので、ご連絡ください。

#### ※ 産業保健情報の提供及び広報啓発活動や、コーディネーターの活動

須崎地域産業保健センターを利用していただくため、あなたの職場へコーディネーターが訪問して、事業の紹介などを行い、また、市町村の健康イベントに参加して、広報啓発活動に努めてきました。

これからも、機会があれば事業場を訪問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



#### 労働者数 50 人未満の事業主の皆様へ

従業員の健診実施後、有所見者（異常がある）と診断された方は、医師の意見を訊いて健康保持を行うことが労働安全衛生法第 66 条 4 で義務付けられています。また、労働安全衛生法第 13 条 2 では、従業員の健康管理について、産業医に相談するよう努めなければならないと定められています。

須崎地域産業保健センターが行っている、産業医の相談やアドバイスは、すべて無料です。

相談内容などについては、秘密を守りますので、ぜひご利用ください。

# 心の病で休職...広がる復職支援

就職後、うつ病などを患い長期休職する人たちに対し、専門家が手助けする「リワーク 復職 支援」の試みが徐々に広がっている。そうした人たちを円滑に職場復帰させることに悩む企業から、その取り組みが注目されている。

千葉県市原市の三井化学市原工場に在籍する鈴木貴史さん(33)は、心身の不調を感じ、2003年4月、心療内科を訪れた。

「うつですね」。医師の言葉に鈴木さんは驚いた。「中学、高校時代は長距離選手として厳しい練習に耐え、心も体も鍛えてきた。そんな自分がなぜ、と耳を疑いました」

その後、「ストレス関連障害」と診断された。独身寮の自室に引きこもる毎日。同社産業医の永島昭司さんの勧めで帰郷し、半年間療養したが、やはり会社には行けず、再び休職した。

同社が認める長期休職期間は最長で3年半。期限が迫る中、「もう一度、働きたい」と願う鈴木さんに主治医の精神科医が昨年末、リワーク支援を勧めてくれた。

## ～「でも仕事が好き」/ 専門家がプラン作成

リワーク支援とは、厚生労働省が昨年10月に始めた、精神障害者の就労支援の一つ。精神疾患により、長期休職している人を円滑に復職させるのが狙い。全国に約50ある障害者職業センターが、企業や主治医と連携しながら実施している。その人の症状に合わせた支援計画を作り、復職に向けた訓練などを行う。

06年1月から鈴木さんは千葉障害者職業センターに通い始めた。センター内で過ごす時間を徐々に増やし、今では週4日、朝から夕方まで同じ悩みを持つ人たちとストレスの対処法やコミュニケーション法などを学んでいる。週1日は会社にも顔を出せるようになった。「一時は退職も考えたが、仕事が好きだから何とか復帰したい」と、今夏の復職に意欲を見せる。同センターでは、現在7人がリワーク支援を受けており、これまでに6人が復職を果たした。

永島さんは「社内でも手は尽くしたが、限界がある。やはり、専門家の助けを求めてよかった」と話す。

## ～「リハビリ出勤」制度も

東京都日野市にある富士電機システムズでは、数年前から「リハビリ出勤」制度を実施している。対象はうつ病などで3か月以上休んだ人だ。

元の職場に席を作り、1日3～8時間過ごす練習を3～6週間かけて行う。リハビリ出勤中は、病欠欠勤または休職扱いのため、仕事はさせず、通勤や職場の雰囲気慣れさせるのが狙いだ。復職した後も、最低1か月は残業禁止など、主治医と産業医が連携しながら支援を行っている。

同社産業医の堀川直人さんは「長く休むと、日常生活が可能な段階までは回復しても、元の仕事ができるレベルに戻るのには簡単でない。変だな、と思ったら早期に専門家にアドバイスを求め、治療を受けることが大事。上司や同僚が、その人の異変に気付いてやることも必要だ」と話す。

## ～長期休職者の半数以上

厚労省設置の「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」の報告書(04年)によると、1か月以上休職している人の58%、6か月以上では52%の人が心の病だという。



産業医の永島昭司さんと今後の予定について話し合う鈴木貴史さん(手前)。「復帰できるように、今度こそ頑張りたい」(千葉県市原市で)

# うつ病などで休職している社員の 職場復帰について お困りではありませんか？

高知障害者職業センターでは、  
職場復帰のための専門的な援助(リワーク)を行っています

…リワークとは、「復職」のReturn to Workを意味しています…

- ♡ 職場復帰に向け、事業主の方および休職者の方を支援します
- ♡ センターの専門職員が、事業主・休職者・主治医と相談し、個々に支援スケジュールを作成します
- ♡ 支援期間は標準で3～4ヶ月です

## 事業主には

復帰時の職務内容・労働  
条件の助言  
上司・同僚の理解促進  
復帰後の状況把握  
家族・主治医との連携  
など

## 休職者には

生活リズムの立て直し  
体力づくり  
ストレスへの対処方法  
など

センターでは、支援対象者・雇用事業主に対する支援を無料でを行っています

お 問 い 合 せ は

まずは  
お電話  
ください！

 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
Japan Organization for Employment of Elderly and Persons with Disabilities

高知障害者職業センター  
TEL(088)866-2111

FAX(088)866-0676 〒781-5102 高知市大津甲770-3



# 母性健康管理研修会のお知らせ

高知産業保健推進センター主催による、産業医等、保健師、助産師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等を対象とした「母性健康管理研修会」が下記により開催されます。

| 名 称                  | 母性健康管理研修会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |                                                   |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------|
| 目 的                  | <p>女性の職場進出が拡大する一方で少子化が一層深刻となるなか、働く女性が妊娠中及び出産後において健康で安心して就業できるよう、事業場における母性健康管理体制を整備することが重要になっている。</p> <p>母性健康管理に関する措置が適切に実施されるためには、働く女性の母性健康管理についての労使の一層の理解が必要であり、労使から母性健康管理について相談を受け、また、事業場内においてこれを推進するにあたっての実務を担当する産業医等の産業保健スタッフ等が母性健康管理についての十分な知識を有することが不可欠である。</p> <p>このため、産業医等産業保健関係者及び機会均等推進責任者に対して、母性健康管理に関する資質の向上を図るための必要な知識を付与する研修を実施し、母性健康管理対策の推進に資することを目的とする。</p> |             |                                                   |
| 開催日時<br>時 間 帯        | 11月29日(水)<br>13:00 ~ 17:00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |                                                   |
| 対 象 者                | 医師、産業医、保健師、助産師、看護師、機会均等推進責任者等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |                                                   |
| 会 場                  | ウェルサンピア高知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |                                                   |
| カリキュラム<br>・時間<br>・講師 | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 時 間         | 講 師                                               |
|                      | ①管内の働く女性の現状<br>②男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置<br>③労働基準法における母性保護規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1時間         | 高知労働局<br>雇用均等室長<br>大西 ふみ子                         |
|                      | ①母子保健の理念(母子保護法)<br>母子保健の目的と意義<br>②妊娠中の症状等に対応する措置<br>措置と症状の関連                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1時間         | 高知労働局母性健康管理指導医<br>国立病院機構高知病院産婦人科<br>非常勤医師<br>三木 鈴 |
|                      | 職場における妊産婦の健康管理と産業医等<br>産業保健スタッフ等の役割<br>・妊産婦の健康への配慮・相談手法、配慮すべき設備<br>・情報提供、教育研修・母子健康管理システム<br>・職場との連携                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1.5～<br>2時間 | 東日本旅客鉄道(株)<br>健康推進センター 産業医<br>福田 純子               |
| 認定産業医<br>研修の単位       | 基礎・後期 : 3 単位、 生涯・更新 : 1 単位、 専門 : 2 単位(単位申請中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |                                                   |

## お 問 合 せ 先

高知産業保健推進センター

〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階 TEL 088-826-6155

## 申 込 方 法

21頁の受講申込書に必要事項を記入してFAXにて送信するか、当センターHPよりお申し込み下さい。

# 過重労働・メンタルヘルス等研修のお知らせ

12月3日(日)に高知県医師会、(財)産業医学振興財団主催による、産業医等の医師を対象とした「過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会」及び精神科医・心療内科医の医師を対象とした「精神科医等のための産業保健研修会」が下記により開催されます。

| 名 称            | 過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会                                                                         | 精神科医等のための産業保健研修会                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的            | 労働安全衛生法の改正により事業者に義務付けられる医師による面接指導が円滑に実施できるようにするため、また、同法の改正事項及び個人情報保護に関する法律の施行に係る健康情報の保護の履行確保のために実施する。 | 事業場におけるメンタルヘルス対策の推進に際して精神科医等の専門医の支援等を得る必要がある場合があり、事業場・専門医、産業医・専門医の連携が円滑に進められるように、精神科医等に産業保健に関する理解を得ることを目的として実施する。 |
| 対 象 者          | 産業医等の医師200人                                                                                           | 精神科、精神神経科、心療内科の医師30人                                                                                              |
| 開催回数           | 高知県で1回                                                                                                | 高知県で1回                                                                                                            |
| 開催日時<br>時 間 帯  | 12月3日(日)<br>13:50~19:00                                                                               | 12月3日(日)<br>13:10~16:30                                                                                           |
| 会 場            | 高知プリンスホテル                                                                                             | 高知プリンスホテル                                                                                                         |
| カリキュラム<br>・時間帯 | ①過重労働対策 :90分<br>②面接指導の手法 :60分<br>③メンタルヘルス対策:90分<br>④健康情報保護 :30分<br>13:50~19:00                        | ①産業保健概論、過重労働メンタルヘルス対策等 :90分<br>②メンタルヘルス事例研究 :90分<br>13:10~16:30                                                   |
| 講 師            | ①高知検診クリニック<br>院長 坪崎 英治<br>②いとうクリニック<br>院長 伊藤 高<br>③高知産業保健推進センター<br>所長 大原 啓志                           | ①高知大学医学部 公衆衛生学務室<br>助手 杉原 由紀<br>②いとうクリニック<br>院長 伊藤 高                                                              |
| 教 材            | ①実践産業医活動テキスト<br>(過重労働対策・メンタルヘルス対策・健康情報保護の3冊)<br>②チェックリスト(面接指導用)<br>③面接指導マニュアル(チェックリストの使い方)            | 精神科医等のための産業保健                                                                                                     |
| 認定産業医<br>研修の単位 | 基礎・後期 : 4.5単位<br>生涯・更新 : 4.5単位(申請中)                                                                   | 基礎・後期 : 3単位<br>生涯・専門 : 3単位(申請中)                                                                                   |

## お 申 込 み ・ お 合 せ 先

財団法人 産業医学振興財団 企画課・事業課  
〒107 - 0052 東京都港区赤坂2 - 5 - 1 東邦ビル3階  
TEL 03 - 3584 - 5421 FAX 03 - 3584 - 5426  
URL: [http://www.zsisz.or.jp/kousyuu/kousyuu\\_04.html](http://www.zsisz.or.jp/kousyuu/kousyuu_04.html)

# 産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成18年9月から平成19年3月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

- 会 場 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室
- 定 員 30名
- 申込期限 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 申 込 21頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。

## ■ 産業医学研修会開催予定

| 番号 | 日 時                                                               | 研修内容・講師(予定)                                                                                                                                                                                                     | 単 位<br>(申請中)               |
|----|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 6  | 平成18年9月7日(木)<br>14時30分～16時30分                                     | 「過労、職業ストレスと過労死の現状と対策」<br>講師 聖徳大学人文学部教授 上畑 鉄之丞 氏                                                                                                                                                                 | 生涯専門<br>2単位                |
| 7  | 平成18年10月7日(土)<br>14時30分～16時30分                                    | 「石綿による健康障害の診断と治療」<br>講師 岡山労災病院副院長 岸本 卓巳 氏                                                                                                                                                                       | 生涯実地<br>2単位                |
| 8  | 平成18年11月18日(土)<br>14時30分～16時30分                                   | 「スマトラにおける津波災害から学ぶもの」<br>講師 大分大学医学部公衆衛生学教授<br>三角 順一 氏                                                                                                                                                            | 生涯専門<br>2単位                |
| 9  | 平成18年11月29日(水)<br>13時00分～14時00分<br>14時00分～15時00分<br>15時00分～16時00分 | 「管内の働く女性の現状、男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置、母性保護規定」<br>講師 高知労働局雇用均等室長 大西ふみ子 氏<br>「母子保健の理念、妊娠中の症状等に対応する措置」<br>講師 国立病院機構高知病院産婦人科非常勤医師<br>三木 鈴 氏<br>「職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割」<br>講師 東日本旅客鉄道(株)健康推進センター産業医<br>福田純子 氏 | 生涯更新<br>1単位<br>生涯専門<br>2単位 |
| 10 | 平成18年12月16日(土)<br>14時30分～16時30分                                   | 「就業女性労働者の健康管理」<br>講師 山口大学医学部人間環境予防医学助教授<br>奥田 昌之 氏                                                                                                                                                              | 生涯専門<br>2単位                |
| 11 | 平成19年1月27日(土)<br>14時30分～16時30分                                    | 「土佐打刃物作業者と作業環境と健康」<br>講師 独立行政法人労働者安全衛生総合研究所<br>国際情報・労働衛生研究振興センター主席研究員<br>甲田 茂樹氏                                                                                                                                 | 生涯専門<br>2単位                |
| 12 | 平成19年2月24日(土)<br>14時30分～16時30分                                    | 「職場の健康と事業者責任」<br>講師 大阪市立大学大学院医学研究科産業医学分野<br>教授 圓藤 吟史 氏                                                                                                                                                          | 生涯専門<br>2単位                |

# 産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成18年9月～平成19年3月までの間に開催するセミナーは次頁のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- 会 場 高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- 定 員 30名
- 申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申 込 21頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂るか、当センターHPよりお申し込み下さい。

## ■ 産業保健セミナー開催予定(平成18年9月～平成19年3月)

| No. | 開催日時                                | テーマ・内容                                                                                                                                | 講師                            |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 10  | H18.9.14<br>(木)<br>15:00～<br>16:30  | <b>作業環境測定を行うべき指定作業場について</b>                                                                                                           | 川村 清雄 氏<br>㈱東洋技研技術顧問<br>基幹相談員 |
|     |                                     | 作業環境測定法第2条第3号に規定する指定作業場について<br>(1) 粉じん、特化物、鉛、有機溶剤別に分けて対象となる作業場を具体的に列挙<br>(2) 指定作業場の測定結果の評価の措置等について説明します。                              |                               |
| 11  | H18.9.20<br>(水)<br>15:00～<br>16:30  | <b>マイクロ波はどこまで安全か?</b>                                                                                                                 | 中村 裕之 氏<br>高知大学医学部教授<br>特別相談員 |
|     |                                     | 昨今のハイテクの進歩によって、マイクロ波問題は、携帯電話から衛星通信などの環境、VDTなどの職場や住環境にまで幅広く及んでいる。本会では、実際の曝露量を元にその健康影響を論じる。                                             |                               |
| 12  | H18.10.11<br>(水)<br>15:00～<br>16:30 | <b>職場の禁煙対策1<br/>～今なぜ禁煙対策なのか?タバコのリスクとコスト</b>                                                                                           | 久保田 聡美 氏<br>近森病院看護長<br>特別相談員  |
|     |                                     | 今なぜ禁煙対策なのか?知っているつもりで意外と知らないタバコのリスクとコストのお話。タバコを吸わないあなたは、自分には関係ないと思っていませんか?止めるつもりがないあなたは聞いても仕方ないと思っていませんか?まずはちょっと耳を傾けてください。そこからがスタートです。 |                               |



| No. | 開催日時                                 | テーマ・内容                                                                                                                                                                                                             | 講 師                                                  |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 13  | H18.10.26<br>(木)<br>15:00 ~<br>16:30 | <b>仕事にも影響する歯科疾患</b><br>仕事にも影響する歯科疾患、口臭等、また最近問題になっている睡眠時無呼吸症候群についてお話いたします。                                                                                                                                          | 奴田原 淳 氏<br>奴田原歯科医院院長<br>特別相談員                        |
| 14  | H19.1予定<br>15:00 ~<br>16:30          | <b>メタボリックシンドロームと動脈硬化</b><br>メタボリックシンドロームとは、内蔵脂肪の蓄積によって高血糖、高脂血症・高血圧などが起こり、それらの集積により、動脈硬化が進行し、脳血管疾患、心疾患の危険性が高い状態と考えられています。どのようなことに気をつければ防げるのか、発症のメカニズムをはじめ食事運動のこともお話いたします。                                           | 川村 美笑子 氏<br>高知県立高知女子大学<br>生活科学部健康栄養学<br>科教授<br>特別相談員 |
| 15  | H19.2予定<br>15:00 ~<br>16:30          | <b>清涼飲料</b><br>清涼飲料の年間総生産量は、この30年間で約3.6倍になりました。61年からの自動販売機の急速な普及も大量生産・消費の構造に追い打ちをかけました。それまでは、水分補給は、水や家庭で入れたお茶だったのが、市販の清涼飲料水に依存するようになっていきました。清涼飲料と甘味料、着色料、酸味料、香料、化学調味料、保存料などはきってもきれない関わりがありますが、清涼飲料と健康についてお話いたします。  | 川村 美笑子 氏<br>高知県立高知女子大学<br>生活科学部健康栄養学<br>科教授<br>特別相談員 |
| 16  | H19.2.8<br>(木)<br>15:00 ~<br>16:30   | <b>喫煙とCOPD(慢性閉塞性呼吸器疾患)について</b><br>たばこの煙の主流煙、副流煙(毒性が強い)について慢性閉塞性呼吸器疾患(COPD)について、閉塞性とは何か?肺機能の面からお話いたします。<br>喫煙とCOPDについて、気道粘膜、肺胞壁の破壊、咳、喀痰についてお話いたします。                                                                 | 森岡 茂治 氏<br>基幹相談員                                     |
| 17  | H19.3.8<br>(木)<br>15:00 ~<br>16:30   | <b>睡眠時無呼吸症候群</b><br>最近、船員健康診断書に睡眠時無呼吸症候群の有無についての記入がありますが、睡眠時無呼吸症候群とは何か?どのような問診をし、どのような検査をすればよいのか?関係機関からはこれに関する具体的な説明指導もなされていません。私が行っているアンケート形式を紹介します。                                                              | 森岡 茂治 氏<br>基幹相談員                                     |
| 18  | H19.3予定<br>15:00 ~<br>16:30          | <b>脳と栄養の関わり</b><br>適切な食により生活リズムや心の安らぎが得られることから、精神発達や人格形成に栄養は非常に重要です。外国では脳機能やここに作用する食品としてブレインフードという新しい概念も生まれています。脳も生体の一つの臓器であり、食物中の成分は大切な役割を果たしています。ストレスの大きな社会で問われている「こころと栄養」、高齢化社会において大きい問題となっている「脳疾患」についてお話いたします。 | 川村 美笑子 氏<br>高知県立高知女子大学<br>生活科学部健康栄養学<br>科教授<br>特別相談員 |

# 産業医学研修会・産業保健セミナー・母性健康管理研修会 受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会及びセミナー

| 番号 | 開催日      | テーマ | センター受付番号 |
|----|----------|-----|----------|
|    | 平成 年 月 日 |     |          |
|    | 平成 年 月 日 |     |          |
|    | 平成 年 月 日 |     |          |
|    | 平成 年 月 日 |     |          |

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 事業場名        |                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                   |
| 業 種         |                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                   |
| 所 在 地       | 〒 -                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                                                   |
| 連絡先<br>電話番号 | ( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人)<br>- -                                                                                                                                                                                       | Fax | ( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人)<br>- - |
| E-mail      | ( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人 )                                                                                                                                                                                             |     |                                                                   |
| 所属部署        |                                                                                                                                                                                                                                                         | 職名  |                                                                   |
| 職 種         | <input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 衛生管理者・推進者<br><input type="checkbox"/> 労務管理担当者 <input type="checkbox"/> 産業保健機関 <input type="checkbox"/> その他 |     |                                                                   |
| 受講者氏名       | ふりがな                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                   |

以降は、**認定産業医の方のみ記入**をお願いします。

|                                                   |     |        |        |
|---------------------------------------------------|-----|--------|--------|
| 産業医認定番号                                           |     | 資格更新期限 | 平成 年 月 |
| 産業医学研修会受講票送付先<br>(事業場への送付を希望される<br>方は、同上とご記載下さい。) | 〒 - |        |        |

センター仮受付印

殿

お申し込み頂きました研修会等の件につきまして、

☐参加を受付しました。

(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

☐ 定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。



# 地域産業保健センターのご案内



労働者50人未満の事業場では、経済的問題などの理由で、事業場として医師と契約して、労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健サービスを働いている人達に提供することが十分でない状況にあります。

このため、このような事業場で働く人達に対する産業保健サービスを充実する目的で、「地域産業保健センター」を設置しています。



## 高知県内の地域産業保健センター

※所在地と相談窓口の開設場所が異なる場合がありますので、あらかじめ電話で確認の上、ご相談下さい。

| センター名               | 所在地                                                                                               | TEL&FAX                    |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 高知<br>地域産業保健センター    | 〒780-8037<br>高知市城山町207-6 (高知医師協同組合内)<br>月、水、金曜日、第1・第4土曜日、第2・第4日曜日、第3・第4木曜日<br>(10時～16時、月曜のみ19時まで) | TEL/088-833-1248<br>FAX/兼用 |
| 須崎<br>地域産業保健センター    | 〒785-0011<br>須崎市東糺町5-10 (高岡郡医師会館内)<br>火、水、木曜日 (10時～16時)                                           | TEL/0889-42-2901<br>FAX/兼用 |
| 中村<br>地域産業保健センター    | 〒787-0015<br>四万十市中村右山字明治383-8 (幡多医師会館内)<br>火、水、木曜日 (10時～16時)                                      | TEL/0880-34-4643<br>FAX/兼用 |
| 安芸・香美<br>地域産業保健センター | 〒784-0022<br>安芸市庄之芝町1-46 (安芸郡医師会内)<br>火、水、木曜日 (10時～16時)                                           | TEL/0887-35-3526<br>FAX/兼用 |

●高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。

# 高知産業保健推進センター

## 産業保健相談員のご紹介

### 1 窓口相談・実地相談業務担当

| 担当分野     | 氏名     | 所属                    | 専門分野                        |
|----------|--------|-----------------------|-----------------------------|
| 産業医学     | 森岡 茂治  |                       | じん肺、保健指導、健康管理               |
|          | 熊野 修   | 高知北病院副院長              | 筋骨格系疾患                      |
|          | 坪崎 英治  | 高知検診クリニック院長           | 消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害 |
|          | 森木 光司  | 森木病院院長                | 循環器、人工透析                    |
| 労働衛生工学   | 門田 義彦  | 門田労働衛生コンサルタント事務所 所長   | 労働衛生工学                      |
|          | 中西 淳一  | 東洋電化工業(株)環境部研究開発課 課長  | 労働衛生工学                      |
|          | 川村 清雄  | (株)東洋技研・環境技術センター技術 顧問 | 労働衛生工学                      |
| メンタルヘルス  | 伊藤 高   | いとうクリニック院長            | メンタルヘルス                     |
| 労働衛生関係法令 | 山本 秋廣  | 元高知労働基準監督署長           | 労働衛生関係法令                    |
| カウンセリング  | 森 由枝   | 森社会保険労務士事務所所長         | カウンセリング                     |
| 保健指導     | 五十嵐 恵子 | 高知県総合保健協会保健業務課長       | 保健指導                        |

### 2 特別相談員

| 担当分野    | 氏名     | 所属            | 専門分野        |
|---------|--------|---------------|-------------|
| 産業医学    | 高橋 淳二  | 高橋病院理事長       | 健康管理        |
|         | 杉原 由紀  | 高知大学医学部助手     | 保健指導        |
| メンタルヘルス | 宮崎 洋一  | 近森病院第二分院副院長   | メンタルヘルス     |
|         | 峯瀬 正祥  | 高知県立芸陽病院医師    | メンタルヘルス     |
|         | 久保田 聡美 | 高知女子大学大学院博士課程 | メンタルヘルス     |
| 保健指導    | 川村 美笑子 | 高知女子大学生活科学部教授 | 栄養生理学、保健栄養学 |
|         | 江淵 有三  | 江淵歯科診療所院長     | 歯科          |
|         | 奴田原 淳  | 奴田原歯科医院院長     | 歯科          |

### 3 地域担当相談員

| 担当分野 | 氏名        | 所属         | 専門分野       |
|------|-----------|------------|------------|
| 産業医学 | 高知 島本 政明  | 島本病院院長     | 消化器        |
|      | 高知 古賀 眞紀子 | 早明浦病院院長    | 小児科        |
|      | 須崎 田村 章   | 田村外科院長     | 一般外科、消化器外科 |
|      | 中村 清谷 知郎  | 清谷医院院長     | メンタルヘルス    |
|      | 安芸 田所 久賢  | 田所胃腸科内科理事長 | 消化器内科      |

深夜業に従事する皆様へ  
自発的健康診断受診支援助成金のご案内



深夜も頑張る  
あなたが、  
明日も元気で  
いられるように。

深夜業務の方のための  
助成金があります。

ご存じですか？健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生涯命がけされるのは、元気な身体があってこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなります。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

◆支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時に  
かかる方も含まれます

① 常時使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

◆助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の  
3/4に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにもご利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

職場の  
かかりつけ医が  
いると  
**安心**です。



小規模事業場(50人未満)が  
共同して産業医を選任すると  
**助成金が支給**されます。

**産業医共同選任事業**  
(小規模事業場 産業保健活動 支援促進助成金)

## 都道府県産業保健推進センター

厚生労働省・ 独立行政法人労働者健康福祉機構

## 産業医共同選任事業

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金)

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、その医師の行なう職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、従業員の健康管理等を促進することを奨励するための助成金です。

申請要件

2以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。

以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり表のとおりで、事業場

の規模に応じて支給します。支給期間は3ヵ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

要請先

高知産業保健センター

高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

☎826-6155

| 小規模事業場の区分                    | 金額      |
|------------------------------|---------|
| 常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場 | 83,400円 |
| 常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場 | 67,400円 |
| 常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場      | 55,400円 |

# 高知産業保健 推進センターの業務

## 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



**CONSULTATION**

## 情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



**INFORMATION**

## 研 修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



**STUDY**

## 広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



**SEMINAR**

## 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



**RESEARCH**

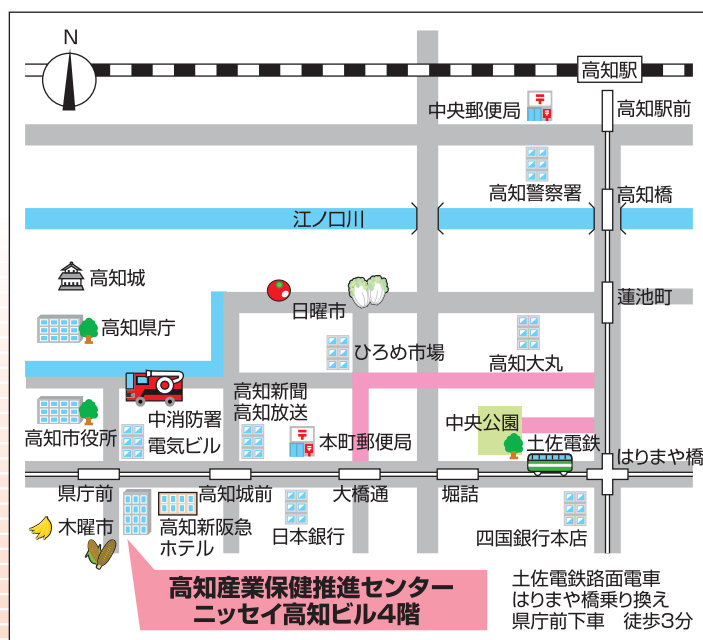
## 助成金の支給

労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。

深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



**SUBSIDY**



**無料  
です**

## ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00 ~ PM5:00  
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



独立行政法人労働者健康福祉機構

## 高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

### ■ ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

### ■ Eメール

[info@kochisanpo.jp](mailto:info@kochisanpo.jp)